

保存樹林制度について

参考資料1-2
R8. 9. 2
第104回審議会

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、地域を象徴する樹林を「ふるさとのみどり」として指定し、保全する制度

指定基準

- ・ 樹冠投影面積300㎡以上
または並木延長100m以上
- ・ 市街化区域内
- ・ 仙台駅から半径10km圏内
(振興山村区域を除く)

評価項目

- ・ 樹木が健全
- ・ 樹容が美観上優れている
- ・ 地域のランドマークとして
親しまれている

本審議会に関する指定内容

西公園（桜ヶ岡公園2、3番）
樹種：ヒマラヤシーダー林
樹高：14～21m
幹周：1.0～1.6m
推定樹齢：30～37年

指定状況（令和8年9月現在）

区分	件数	備考
1次指定（S50.6.5）	7件	青葉通、定禅寺通、勾当台公園、西公園（街路、公園樹等）
2次（H19）～9次（R3）指定	13件	屋敷林等（うち指定解除1件）
計	20件	現在指定19件